



Title	予防接種法について
Author(s)	林部, 弘
Citation	makoto. 1976, 16, p. 4-4
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86195
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

予防接種法について

厚生省 公衆衛生局

保健情報課長

林 部 弘

さきの第七七回国会において
予防接種法の改正が行われたの
で、その内容等について若干記
してみよう。

一、はじめに

今回の改正は、予防接種の実
施方法等に関する制度上の改善
と予防接種に起因する健康被害
(いわゆる予防接種事故)に対
する救済措置の法制化の二点を
主眼とするもので、実に二十八
年ぶりの大改正に相当するもの
であった。

予防接種の実施についての省
令及び各種の通知は近日中に決
定され、施行の運びとなるが、
救済措置の部分については、政
令の制定等に今後なお相当の時
間を要するものと考えられ、現
時点では未完の部分がかかり残
されている。

二、予防接種制度の意義

伝染病予防対策としては、一
般に感染源対策、感染経路対策
及び感受性対策の三つが挙げら
れている。感染源対策は、感染
源を早期に発見し、社会集団か

ら隔離し治療することによって
伝染病のまん延を防止しようと
するものである。感染経路対策
は、伝染病の病原体の感染経路
を断絶しようとするものであ
り、環境衛生の改善を図ること

によりその役割を果そうとする
ものである。感受性対策は、予
防接種によって各個人又は社会
集団に対して伝染病に対する免
疫を与えてそのまん延の防止を
図るものである。伝染病予防対
策の基本は、これら三種の対策

を効率的に運用することであつ
て、これらの中のどれかが唯一
絶対的なものというわけにはい
かない。予防接種を法令に基づ
いて国民に義務付けるといふこ
とは明治時代の種痘法に端を発
したものであり、現行の予防接
種法は昭和二十三年に制定され

たものであるが、終戦後に衛生
状態が極度に悪化し各種の伝染
病が大流行したが、当時、予防
接種が広く実施され著明な効果
をあげたことは事実である。そ
の後、伝染病の発生数も大巾な

減少傾向を示しており、予防接
種制度が所期の効果をあげ、公
衆衛生向上の原動力として果し
た役割は大きい。

三、法改正の必要性

昭和三〇年代の後半に国民皆
保険が達成され、医療機関の整
備等が進められることとなるが、
経済の高度成長は、昭和四〇年
代に入っても更に持続するところ
となり技術革新に裏付けられ
て医学医療は著しく進展し、防
疫対策の推進に止まらず、上下

水道、ごみ処理施設等の整備、
そ族こん虫駆除技術の向上等に
よる生活環境の改善、保健衛生
知識の普及による国民の意識の
変革が認められる等、予防接種
制度の背景となる社会に諸々の
変動が生じるに至った。

戦後二十数年を経過するうち
に疾病構造の変化がもたらされ、
伝染病自体の発生状況や流行の
形態にも変化がみられるように
なったのである。もちろん、法
制定以来、数度の改正が行なわ
れ、その間の情勢の推移に対処

してきたわけではあるが、予防
接種の実施に伴い万一生じた異
常な副反応による健康被害の対
策についての問題等、制度全般
の洗い直しを要することとなり、
伝染病予防調査会での検討を経
て、本年三月答申が行なわれ、
その趣旨にそつて法改正がなさ
れたわけである。

四、予防接種実施方法等の要 更及び健康被害救済制度の 創設

対象疫病については、流行状
況、治療医学の水準、環境衛生
の現状等の視点から検討した結
果、腸チフス・パラチフス・発
しんチフス及びベストを削除し、
新たに日本脳炎・麻疹及び風
しんが加えられた。細菌性疾患
に代つてウイルス性疾患の登場
である。また、予防接種を行う
必要のある疾病を政令で追加で
きるようになったが、近年、航
空機による国際交通の発達によ
り将来、思いがけない伝染病が
移入される場合に備えたもので
ある。予防接種の区分としては
定期及び臨時の接種とし、臨時
については緊急に接種を要する
場合の臨時をとくに定めて罰則
を規定したが、その他について
は罰則をすべて廃止することと
なった。このことは国民が予防

接種の効果を認識して、自発的
に受けることを期待するものと
いえよう。また、近年、予防接
種事故に關してのトラブルが多
くなり、接種を担当する医師に
のみ責任が課せられるような法
律構成では予防接種の円滑な実
施が困難となつてきたこと、及
び救済制度の法制化に当たつて
公権力の行使という行政責任の
根拠を明確に整理しておく必要
性から、法による予防接種はす
べて市町村長の責任によつて実
施されるものとした。

昭和四十五年の種痘禍事件以
来、予防接種に伴う無過失の健
康被害に対しては実定法上救済
される途がないし、また、接種
者側に過失が予想される場合で
も司法的救済には手続に日時と
経費が費やされるので、閣議了
解により行政措置が講じられて
きた。今回の法改正は、救済措
置を法的権利として確定し、年
金制度の導入等を図つたもので
ある。

なお、給付の決定は市町村長
が行なうが、医学的な因果關係
の認定は厚生大臣が伝染病予防
調査会の意見を聞いて行うこと
となつてゐる。